

# 統計調査分科会

## 第11回議事録

内閣府 官民競争入札等監理委員会

## 第11回 統計調査分科会 議事次第

日時：平成20年3月7日（金）10:00～11:00

場所：永田町合同庁舎1階 第3共用会議室

1 開 会

2 議 事

（1）総務省からのヒアリング

（2）内閣府からのヒアリング

（3）その他

3 閉 会

(傍聴者、総務省統計局入室)

○前原主査 おはようございます。定刻になりましたので、第11回「統計調査分科会」を始めさせていただきます。

本日の議題は、総務省所管の科学技術研究調査に関するヒアリング、それから内閣府の検討状況に関するヒアリング等を予定しております。

まず、科学技術研究調査の民間開放の実施状況に関するヒアリングですが、ヒアリングに入る前に、資料1について事務局から御説明をよろしく願いいたします。

○熊埜御堂参事官 お手元の資料1をちょっとごらんいただきたいと思うんですけども、表題「科学技術研究調査実績評価に当たっての留意点等（平成20年3月7日ヒアリング用）」ということになっております。

科学技術研究調査でございますが、この資料1の一番下の注のところにもございますように、昨年12月に平成19年度事業における回収率、照会対応・督促業務の状況などについて統計局から監理委員会に御報告をいただいた上で、その報告も踏まえて、昨年末の閣議決定で20年度以降も民間競争入札を実施するということについては問題ないという整理をしているところでございます。

本年につきましては、この19年度にやった事業について評価を実施するというので、また監理委員会で審議をしていただくということでございますので、一応、本日のヒアリング用ということで、こういう留意点ということを経済局の方で資料を用意させていただきました。

また、この留意点につきましては、事前に、あらかじめ統計局の方にもお伝えした上で、本日の資料にもそれについては一応反映されているものと受け止めておりますが、この留意点はあくまで暫定的なものでございますので、こういう実績評価をするに当たって、委員、専門委員の方々の方から、こういうところも留意すべきところがあるのではないかとすることは、本日御指摘いただければということで、あくまで参考資料ということでつけていただいたという位置づけでございます。よろしく願いいたします。

○前原主査 ありがとうございます。

それでは、実施状況につきまして、総務省統計局統計調査部の清水経済統計課長から御説明をいただきたいと思っております。説明は15分程度でお願いしたいと思います。

○清水課長 それでは資料2をごらんになってください。今、事務局から御説明がありました点等に気をつけながら説明をしていきたいと思っております。

まず、1ページですが、委託業務の内容、こちらは調査票の送付・回収、照会対応等に係る業務となっております。業務期間は平成19年5月14日から10月12日となっております。受託事業者はサーベイリサーチセンターでございます。

続いて、1枚めくっていただきまして、2ページに回収率をまとめております。表の中に「目標とする水準値」とございますが、こちらは平成17年の実績でございます。

(1)に基準日時点の回収率をまとめておりますが、大学等を除いて17年の実績を上回るという結果になっております。

督促回収率の方は、企業等で17年の実績を下回っております。

最後の全体の回収率は、おおむね17年の実績と同じという結果になっております。

続いて3ページ、実施状況についてですが、照会対応及び督促業務に要した人員は、フルタイム換算で延べ581人日、うち社員が100人日となっております。内勤スタッフは481人日でございます。

照会対応件数は、18年実績の約1.7倍となっております。国が対応した件数は、18年実績と比較すると4分の1となっております。

続いて、1枚めくっていただきまして4ページ、督促対応状況をまとめております。

今回の業務の特徴ですが、はがきと電話による督促を数多く実施したという点がございます。特に、1回目のはがきの督促は、基準日より前に実施されておりますので、基準日時点の回収の増大に貢献しております。はがきの督促は全部で5回行われております。電話による督促は、客体不在の場合を含む督促件数が1万2,057、客体不在の場合を除く督促対応件数は7,602件でございます。18年実績の約4倍となっております。

これに対して、今回行われなかった業務が（ウ）にまとめられております。調査票一式の再送付でございますが、平成18年までは、調査票未提出の調査客体のうち、客体に対して調査票等一式を一括して再送付しては行っておりましたが、19年においては行っておりません。ただし、電話督促の過程で、客体が調査票等を紛失していた場合に、業者からの連絡を受けて国が再送付しております。

続いて5ページ、事業者に照会を行った客体と事業者が電話督促を行った客体のうち、調査票の提出があった客体に対してアンケートを行っております。アンケートの内容は、事業者の対応状況でございます。

結果につきましては6ページにまとめておりまして、照会対応状況、督促対応状況、幾つか項目がございますが、照会対応、督促対応ともに、各項目ともに、どちらかといえば好意的な反応を示した客体が8割を超えております。

続いて7ページに入りまして、事業者が電話督促を行った客体のうち、調査票に記入不備があった30の客体に対しまして、督促において調査票の記入を軽視するような発言がなかったか、事後的に電話で聞き取りを行っております。聞き取りの結果は、対応に問題がなかったもの24客体、白紙提出を容認する発言があったもの2客体、記入不備を容認する発言があったもの4客体となっております。

更に、照会があった調査客体が提出した調査票の未記入及び誤記入について数量的検証を行っております。客体から回収した調査票のデータが未記入であったり、データの間で比較したり、前年のデータと比較して異常値と考えられる場合に、統計センターまたは統計局が客体に照会して、データを入手したり改めたりしております。このようなデータチェックにより完成したデータを基準として回収前後の問題点を見つけ出そうという試みをしております。

具体的な判定方法は8ページの上のところになります。チェック後のデータで数値がなく、当初データで数値がない場合には問題なし、数値がある場合には誤記入、チェック後のデータに数

値があり、当初データに数値がない場合には未記入、値が異なる場合には誤記入、値が同じ場合には問題なしとしております。

具体的には集計表の3にまとめておりますので、恐縮ですが、そちらの方をごらんになっていただきたいと思っております。未記入、誤記入の状況は項目によって異なっております。非営利団体・公的機関につきましては、照会があったもののうち未記入はゼロ、誤記入につきましては、研究事務その他の関係者のところで3件と一番多くなっております。大学等につきましては、照会ありのうち未記入はゼロ、誤記入につきましては、研究関係従事者数の合計が5で一番多くなっております。

企業等につきましては、照会ありのうち、未記入、誤記入ともに、一番多いのが営業利益高、次いで総売上高となっております。

右側に参考のために照会なしの表を掲載しております。企業についてだけ両者を比較しますと、未記入、誤記入とも、国際技術交流の有無については照会ありの方が小さくなっておりますが、他の項目は照会なしの方が小さくなっております。

引き続きまして、先ほどの文章の続きに入ります。8ページの真ん中のところに評価をまとめております。未記入、誤記入ともに件数そのものが余り多くなかったということもございまして、照会対応に大きな問題があったとは言えないと考えております。

続いて、実施経費について御説明いたします。今回の業務の契約形態は、調査票等一式の送付は単価契約、他の契約は請負契約となっております。

9ページの上のところに単価契約分をまとめております。合計で576万円かかっております。請負契約の方は、契約額の合計が942万円、実施経費の方が1,592万円となっております。実施経費が契約額を大きく上回っておりますが、その要因は、内勤スタッフでございます。契約額が120万円、実施経費が779万円となっております。

この内勤スタッフに要した経費が契約額と大きく乖離した要因を10ページの上のところにまとめております。契約額の算定におきましては、調査実施期間全体で約120人日を配置するとしておりましたが、実際には、調査票送付前の準備期間も含めて約500人日を配置することとなっております。また、1人日当たりの単価が、実際には契約額算定時の1.5倍強となっております。これにつきまして民間事業者は以下の理由を挙げております。契約額算定時では、作業に要する時間を算出して総配置時間とし、総配置時間をもとに必要な人員を算定しましたが、作業時間の算定が甘かった。更に、回収率が伸び悩んだことを受けた9月以降の督促体制強化により配置数を大幅に増員した。電話を使用した業務の経験がある者という条件で採用するに当たり、契約額算定時の単価よりも増額したということです。

これらの結果を受けまして、事業の実施評価をまとめております。

まず、サービスの質についてですが、全体の回収率がほぼ目標を達成したということから、引き続き、送付・回収、照会対応等に係る業務について民間委託を行うことは可能と考えております。

しかし、回収率については、経緯を11ページにまとめております。四角で囲った下のところで

すが、7月ごろより、回収率について17年実績値との差が出始めたため、逐次、民間事業者に注意喚起と回収状況に係る情報提供を行いました。9月初めには17年実績値を約7%下回る状況となりました。このため、民間事業者に対し改善を求めました。

これに対し、民間事業者は、9月に督促要員を大幅に増員して対応しております。平成20年度以降に実施する事業におきましては、早い段階から民間事業者に対して平成19年度の経験も踏まえた具体的な助言を行うこととしたいと考えております。

また、基準日前後における回収目標のバランスは、民間事業者の創意工夫が発揮されるべきものと考えられることから、全体の回収率のみをサービスの質に設定し、基準日時点の回収率及び督促回収率につきましては、民間事業者に目標を提示させ、早い段階から連絡を一層密にしてその進捗を相互に把握していくこととしたいと考えております。

また、実施経費が契約額を大幅に上回ったことにつきましては、12ページの頭のところに書いておりますが、人員の配置時期、採用方法、督促の方法等の工夫を効果的に行うことにより経費の増加を抑えることが可能であったのではないかと考えております。

続いて、国の業務量についてですが、ほとんど想定内ということですが、1点問題点がございまして、12ページの中ごろに書いております。9月以降、民間事業者が回収対策として国に調査票等の再送付を求める事態が頻発しましたが、調査関係書類の再送付先の確認、封入、発送において当初の想定以上に業務が増加いたしました。

13ページに入りますが、このため、平成20年度以降は、民間事業者に再送付の見込み数を提示させるとともに、調査票等の再送付作業につきましては民間事業者の業務とすることといたしました。

最後に、その他、民間事業者が督促業務において白紙提出や記入不備を容認する発言があったという結果を踏まえまして、平成20年度以降におきましては、内勤スタッフに対する教育、指導の内容及びその方法を具体的に提示させることとしております。また、このような発言に関する情報が得られた場合には、改善を求めることとしております。

更に、調査票の未記入及び誤記入につきましては、必ずしも照会対応によって発生している現象とは限りません。また、照会する客体は、照会せずに調査票を提出する客体と比べて調査に対する疑問や誤解を抱きやすい傾向にありますので、もともと未記入及び誤記入の可能性が高いという点にも注意が必要です。

未記入、誤記入は、今回は初めての検証でございしますが、今後も同様に把握することにより、今回の結果との比較も可能になるものと考えております。

簡単ですが、以上でございます。

○前原主査 ありがとうございます。

それでは、御質問、御意見等、委員の皆さんから御発言をお願いいたします。どうぞ、お願いします。

○高橋専門委員 全体として最終的な回収率が前回並みになったということで、これは、最終的にはよかったという感じなんです。その途中で、確かに慣れないこともあっていろいろ問題が

あったんですが、一つ、回収率が17年度と比べて最初の段階で低いですよね。最初の段階の督促をする前でしょうか、17年度と比べると。

○清水課長 基準日時点には今回の方が高かったです。どちらかといいますと。

○高橋専門委員 基準日時点は。

○清水課長 はい。大学等を除いて17年度の実績を上回っておりますので。

○高橋専門委員 この後のところですかね。これのなぜというのは、これはなかなか相手先に聞いてみないとわからないんでしょうけれども、例えば、民間だからとか、そういうことというのはあったんでしょうか。そういう影響というのは。

○清水課長 違うやり方でやってみたわけではないので正確なことは言えないのですが、私どもが思うに、ある時期、ほとんど人を張りつけていないというときがございまして、8月後半とかですね、そういう人員の配置に大きな波があったということが一つ要因として考えられるかと思います。

あとは、督促の仕方についても、一度電話をかけた後、何日か後にまたかけて客体から文句が出るとか、あと、客体が提出すると言っているのに、その時期をきちんと記録しないで、またその前に電話をしたり、あとしばらくたってから電話をしたりというように、タイミングそのものの管理もきちんとしていないという点が最後に回収率を直前になってから追い上げるという状況につながったかと思っております。

○高橋専門委員 それから、民間業者の方で電話を使ってやるのは普通のもの1.5番ぐらい値段が高くなるというようなことを何か書いていますよね。経費がそれだけかかったのかなんとか。急には人が集まらないので、10ページの上ですか、何か契約算定時の1.5倍ぐらいの単価がかかったというのが出ていますけれども、これに関してどういうふうに思われますか。

○清水課長 民間事業者の理由の②のところに、電話を使用した業務の経験がある者という条件で採用するということがあったということが要因としてありまして、多分、業者の方も、実際にやってみたら、結構対応も大変だったというような経験があったのだと思うのです。

○高橋専門委員 つまり、次回以降を考えた場合に、民間だって、普通の人を採用していいのか、あるいはある程度単価の高い人を採用しなければいけないのかということで、最初の見積りの段階といたしまして、人件費の見積りの段階で当然この辺を意識するのかなと思って。

○清水課長 私どもが思うに、どちらかというノウハウよりはバランスなり管理の面で打開できるものかなと思っております。きちんと人員をある程度最初から同じように張りつけていて、客体からの電話の内容をきちんと記録して、管理して、共有していくというようなことで、かなりの部分、改善が進むのではないかと思うのですが、その辺は業者の創意工夫の範囲に入ってきます。

○高橋専門委員 最後ですけれども、13ページの上の方に、「民間業者に再送付の見込み数を提示させるとともに」とあるんですが、こういうことを民間業者が最初の、今度違う業者がやるとすれば、こういうことが事前に、彼らとして再交付がどれだけ必要かという見込み数というのはわかるものではないでしょうか。

○清水課長 業者が、どのような方法で照会なり督促をやっていくのかということを考えますので、それをもとに実際に計算をすることは可能と考えております。

○前原主査 そのほか。どうぞ。

○廣松専門委員 確かに最終的な回収率はほぼ目標に達したという意味ではいいんだろうと思うんですが、今、高橋委員の方からもおっしゃったとおり、どうも最後の段階で、特に13ページのこの表を見ますと、調査票等の再送付のところですが、国が再送付したのが平成18年は205件だったのが、19年は3,235件となっています。だから、言葉は悪いですけども、国がしりぬぐいをせざるを得なかったということですよ。結果的には。その分だけで国の業務量が約80人日かかっている。この辺は、創意工夫というよりも、民間側がもっと努力すべき点だったのではないかという気がするんですけども、その辺は感想としてはいかがですか。

○清水課長 確かに、客体の中で提出してくれそうもないところがあった場合には、安易に調査票等一式を送付しますというようなことを業者が言っていたようなところもありますので、その辺、全体の流れの中で工夫していただけるとありがたいところだと思います。

○前原主査 どうぞ。

○引頭専門委員 今の廣松委員の御質問に少し関係いたしますが、13ページの表に記載されているように、最終的には事業者で581人日、更に国が80人日、トータルで641人日費やしてしまったというのが、19年の結果ということですよ。官が行っていた前年はどうかといえば、256人日でできたわけなので、単純計算すれば倍以上かかったことになりますね。勿論、さきほど清水課長がおっしゃったように、民間事業者側にも様々な問題があったかと思いますが、こうした結果につきまして、総務省としてはどのような感想をお持ちでしょうか。

○清水課長 これは、別のやり方でやってみたわけではないので確かなことは言えないのですが、同じやり方でやるにしても、もう少し工夫する余地があったのではないかと考えておまして、今回初めてだったということもあって民間事業者の方もよくわからなかった点もあるかと思うのですが、今回の経験を早い段階で業者にノーティスして、9月の段階になったらもうあわててもどうしようもないわけですから、そうならないように、強制するわけにはいかないのですけれども、できるだけそういった経験を共有して、工夫の余地があるならば、こちらからもノーティスしていきたいと思っております。

○前原主査 恐らく、慣れれば随分改善されるような気がしますね。これを拝見してね。

それから、先ほどの廣松先生の御質問の件は、前年度、国でやったときには、調査票等を一括送付していますので、それとの見合いで考えなければいけないので、送付件数全体は減ったという感じですかね。やはり連絡が悪かったということに尽きるのかな。

○高橋専門委員 民間の慣れということで、でも、これは複数年契約ではなくて、単年度契約で行きますよね。だから、慣れというのはなかなか出てこないはずで、慣れは、逆に言うと、総務省さんの方が、民間がどう考えているかということの慣れがありますので、だから、指導の仕方が違ってくると思うんですけどもね。

○引頭専門委員 今の高橋さんのご意見に関してですが、やはり入札を行う際に民間企業に対し



て受託をするにあたっての留意点の説明といったことをする必要があるのではないのでしょうか。少し過保護と思われるかもしれませんが、私は必要と思います。前原主査がおっしゃったように、確かに経験を積み工夫をすればコストは下がるとは思いますが、官の実績である256人日に達するには、普通に考えますと、まだ2つか3つぐらいのハードルがあるんだろうなという印象があります。

○前原主査 でも、これをさっと見ただけで、僕の経験的に考えると、多分、前年度に近いところまで行けるのではないですか。

○引頭専門委員 行けますかね。

○前原主査 行けなかったら、もっと別なことを考えなくてはいけないですけど。やはり、そういう意味では単年度契約というのは難しいのかもしれませんが、3年ぐらいやらせると随分変わるだろうと思うんですけどね。特にコストの問題は工夫しますから。

○引頭専門委員 そうですね。

○前原主査 ほかによろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○前原主査 それでは、科学技術研究調査につきましては、本日の議論も踏まえまして、事務局で整理をしていただいて、次回の統計調査分科会で内閣府としての評価について議論を進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

統計局におかれましても、御協力のほど、よろしく願いいたします。

それでは、総務省統計局からのヒアリングを終了いたします。ありがとうございました。御苦労さまでした。

○清水課長 ありがとうございました。

(総務省統計局退室、内閣府入室)

○前原主査 それでは、引き続きまして、内閣府から所管統計調査の民間開放に関する検討状況につきましてヒアリングを行います。

内閣府大臣官房企画調整課の中村課長から御説明をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○中村課長 よろしく願いいたします。それでは、御説明いたします。

今、この中の資料3でございますけれども、最初に私の方から全体の考え方、それから、担当部局の方からその当該調査についてのポイントを御説明させていただきます。

まず、1. に書いてございますように、これまでどういう民間委託が可能かということについて検討してまいりました。それから、昨年11月にこの場において一度ヒアリングをさせていただいておりまして、そのときに企業行動に関するアンケート調査といったものが考えられるのではないかとこのことを御報告をし、いろいろと御議論をいただいたところであります。

それで、その後、そのときの御議論なども踏まえまして、再度、中でいろいろもみました。その結果として、今、私どもとしては、対象とする調査として消費動向調査というものがございませぬけれども、これをその対象としてはどうかと考えてございます。

それで、この消費動向調査につきましては、内閣府がいろいろやっております統計の中で、予算の規模としても一番大きいものであるということと、それから、後ほどまた御説明させていただきますけれども、今現在、民間開放をやっておりますけれども、複数年契約とすることによってさまざまな創意工夫、コスト削減努力といったものも期待できるのではないかとということで、これを今回その対象としてトライしてみたいかと思っております。

これをまず出発点として考えてみて、その実施状況も踏まえながら、その他についてはまた検討していく、こんなような考え方で今考えているところでございます。

その消費動向調査の方につきましては、担当の研究所の方から説明させていただきます。

○妹尾総括政策研究官 経済社会総合研究所の妹尾でございます。どうぞよろしくお願いたします。

引き続き、消費動向調査について、その調査概要を御説明いたしたいと思っております。

この調査の目的でございますけれども、今後の暮らし向きなどの見通しについて、消費者の意識を把握するというところでございまして、いわゆる消費者マインドを把握するための調査でございます。

最も関心を持たれているのが消費者態度指数というものでございます。それから、最近では物価の見通しなども、1年後の物価がどうなるかという見通しなどもかなり興味を持って見られているところでございます。それから、四半期に一度でございますけれども、旅行とか各種サービスへの支出予定、これも消費動向への示唆を得るということでやっております。それから、主要耐久消費財の保有状況ということでございますが、これは年に1回、3月調査で行いまして、保有率とかそういうものがわかるという調査でございます。

こうした情報を得るためにやっている調査でございますけれども、調査の対象でございますが、外国人・学生・施設入居世帯を除く4,780万世帯が母集団と申しますか対象でございます。調査客体でございますが、これは一般世帯、単身世帯ごとに選ばれました6,720世帯でございます。1月調査の報告書を見ますと、一般世帯が4,839世帯、それから単身世帯が1,881世帯ということでございます。「三段抽出」と書いてございますけれども、要するにランダムサンプリングを全国でやるというのは大変でございますので、簡便法ということでやっているということでございます。

それから、調査の時期、これは毎月1回、年12回。主な公表物というのは、消費者態度指数というのが一番主なものでございます。調査時点、基準日は、毎月15日を基準にしております。

それから、6、9、12、3月の年4回の調査においては、後で申し上げますように調査項目は多くなっております。冒頭に申し上げました旅行とか各種サービスへの支出予定等も含まれておるわけでございます。

それから、調査機関及び調査の方法でございますが、内閣総理大臣が主管して、調査の実施を一般競争入札によって民間事業者に委託して、その調査員を通じて調査世帯を選定しております。これは、調査世帯の自計による訪問留置調査で実施しております。これは、平成16年度調査から、いわゆる外注を始めておるところでございます。

それから、この有効回答率を御参考までに簡単に申し上げますと、平成19年4月以降12月までの平均でございますけれども、一般世帯、単身世帯合計しますと75.6%でございます。一般世帯が73.5%、単身世帯の方が81.4%ということでございます。

最後に書いてあります調査事項、もう重複しますので、ごらんいただきますと、消費者の意識、ここで消費者態度指数というものがわかると思っております。それから、物価の見通し、これも毎月でございます。旅行実績・予定、サービスの支出予定は四半期に一度、それから、耐久消費財の保有買替え状況は3月の1回でございます。あと、世帯の状況は毎月。後ろの方に、こういう世帯から調査をしたというのがまとめられているところでございます。

私からは以上でございます。

○前原主査 ありがとうございます。

それでは、御質問、御意見等、各委員から御発言をお願いいたします。どうぞ。

○高橋専門委員 今、既にこれは大きな調査で、民間事業者に委託されてやっていたらいいんですけども、これを更に今度民間開放というのは、どういう分野が民間に増えるわけですか。既にやっていたらいいですね。民間業者が調査をやっているわけですね。それを民間開放という意味はどういう意味ですか。更にやるというのはどういうことですか。

○妹尾総括政策研究官 やはり、今、実態は、価格面の理由によりましてほとんど、勿論、競争入札しているんですけども、1社しか応札してこないような状況で、少ないものですから、やはりもう少し競争してもらった方がいいということで、透明にやっていただいて。

あとは、やはり先ほど企画調整課長からもありましたけれども、もしこれを法律にのっとってやるということになりますと、手続的には数年一括で契約するというようなことが可能になると聞いていますので、その過程でもう少し創意工夫が促されるのではないかとか、あとは、私どものことを言っても恐縮なんですけれども、事務能力も結構厳しくなっております、事務効率にもつながるのではないかとか、いろいろ期待することはあると思うんです。

○高橋専門委員 具体的に、今、ではどこの民間業者さんが。

○妹尾総括政策研究官 社団法人でございます、新情報センターというところでございます。

○高橋専門委員 そこがすべての調査員を、自前の調査員でやらせてしまうわけですか。

○妹尾総括政策研究官 はい、そうです。私どもは、ただ上がってきたものを中央集計して、分析して、報告書をつくるという作業でございます。

○高橋専門委員 そこは何年ぐらい、継続してずっとやっているんですか。

○妹尾総括政策研究官 平成16年度以降ずっとです。

○前原主査 どうぞ。

○引頭専門委員 お差し支えなければ教えてください。複数年契約は非常に良いとお話を伺っていたのですが、調査サイクルについては、毎月、四半期、年間1回など、かなり多岐にわたっています。まだ明確にはなっていないかもしれませんが、今後、どういう形で複数年契約をお願いするイメージでしょうか。

○妹尾総括政策研究官 毎月のことはもう決まっておりますし、四半期も決まっておりますので、

それに年間1回、3月調査が1つ増えるということでございますから、形式が決まっているわけですね。時点も決まっているわけで、そのこと自体にそれほど問題はないと思うんですけども、複数年契約をしますと、例えば、今さっき私が紹介しましたような有効回答数ですね、有効回答率というようなものについても工夫していただいて、更に向上が見られるといいかなということでも申し上げたんですが。

○引頭専門委員　そういうことではなくて、一つの業者にお願いして3年なり、2年なりという設計なのか、調査事項がいろいろあるので、事項に応じて調査機関を選定するなどの設計ですかという質問です。

○妹尾総括政策研究官　同じ、一つのです。

○引頭専門委員　了解しました。複数年契約の期間のイメージはどのくらいですか。

○前原主査　それはこれからということですね。

○妹尾総括政策研究官　それはこれからです。

○引頭専門委員　わかりました。大体どれぐらいの長さを御想定されるのか。2年なのか、1年半なのか、3年なのかでいろいろと議論がまた生まれると思いますが。

○妹尾総括政策研究官　2年以上だと思えますけれども。

○引頭専門委員　それは勿論とは思いますが。

○前原主査　これから決めることですね。

○引頭専門委員　了解いたしました。

○前原主査　どうぞ。

○廣松専門委員　今の話で大体わかりましたけれども、調査方法としての訪問留置自体は変えないということですね。

○妹尾総括政策研究官　はい。

○廣松専門委員　結果の連続性という意味では、調査方法を変えるとギャップが出る危険性もありますから、今回はある程度やむを得ないと思うんですけども、中長期的には、こういう調査に関しては、民間に創意工夫を発揮してもらうという意味では、そこをある程度フレキシブルにというか、自由度を持たせることが必要になるようにも思います。今お考えの複数年契約の場合にも、訪問留置という調査方法自体は動かさないというお考えですか。

○妹尾総括政策研究官　それは動かすつもりはございません。御承知のように、今、現行の統計、この調査ですね、おっしゃったように、以前、例えば四半期に1回は留置調査だったんですけども、それ以外の単月のものは電話調査ということで入り交じっておりまして、もう少ししますと、昨年4月以降、留置調査にしているものですから、前年度と比べると齟齬はなくなるんですが、まだ困っておりまして、どちらがいいかということはあるんでしょうけれども、今のところ留置調査でいこうかと考えているところでございます。

○廣松専門委員　わかりました。

○前原主査　大変重要な統計なので、いろいろ工夫していただいて、我々も、ユーザーとしてしよっちゅう使わせていただいていた統計なので、是非精度のいいものをつくっていただけるとあ

りがたいと思います。

ありがとうございます。それでは、消費動向調査を公共サービス改革法の対象業務とする方向でよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

○前原主査 ありがとうございます。

それでは、今後詳細にわたって検討を進めていただいた上で、改めて機会を設けて説明いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、内閣府からのヒアリングを終了いたします。ありがとうございました。よろしく願いします。

(内閣府退室)

○前原主査 それでは、続きまして、総務省所管の「平成19年就業構造基本調査」の民間開放の実施状況について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料4をごらんいただけますでしょうか。

今週、3月4日に統計局で「統計調査の民間開放の検討・評価に関する懇談会」を開催しまして、そこに平成19年の就業構造基本調査の実施状況の概要が出されております。これは、統計局としてどう評価するかとか、越前市がどうかとかそういったものはまだ出ておりませんで、実施の概要だけを懇談会の方に提出したということでございますので、その資料につきまして事務局から説明させていただきます。

それでは、まず、資料4「平成19年就業構造基本調査の民間開放の実施状況について（概要）」でございますが、福井県越前市において、平成19年就業構造基本調査の民間開放を実施いたしました。

調査期間としましては、平成19年9月23日から10月15日で、委託の内容ですけれども、委託先は株式会社サーベイリサーチセンター、こちらの方は総合評価落札方式でやっております。契約期間は平成19年8月1日から11月30日まで。

対象業務としましては、調査の準備、調査票の配布・取集及び調査票等の検査・審査に係る事務ということでございます。

「質」に関する目標としましては、有効調査票（市に提出された調査票のうち所定の審査に合格したもの）の全調査世帯からの回収ということで、基本的には100%を目標とするということでございます。それから、未記入・誤記入の防止。

その他としましては、秘密の保護、調査関係書類の適正な取扱い等を受託者に義務づけるということで、これは契約上やっております。

この委託業務につきましては、既に終了してございまして、越前市から福井県を経て提出された調査票は、統計局におきまして、平成19年就業構造基本調査の製表に用いられております。越前市からの報告を含めまして、統計局として現在までに把握した情報に基づきまして、実施状況のポイントを整理したものであるということで以下にまとめられております。

1番としまして「回収率、記入状況等の検証」。こちらは、比較検証のため、越前市と隣接し

規模等においても類似する鯖江市のデータも捕捉して比較しております。

回収率ですけれども、越前市の回収率が93.6%、鯖江市の回収率が93.4%ということで、ほぼ両市とも同水準であった。

それから、記入状況につきましては、市による検収／審査の前後の調査票につきまして、統計局で記入不備を検証したということですが、調査員から受託事業者納品時の記入不備の割合が17.3%、それから県に提出された段階で16.1%。鯖江市の方ですけれども、5調査区分を抽出したところでは、指導員から提出された段階では14.3%で、県に提出された段階で8.8%と、全体では12.1%ということになっておりまして、こちらの方でも特段の相違は見受けられないということでございます。

それから、調査対象世帯の反応ですけれども、民間の調査員であることを理由とした拒否は特段見受けられておりません。

それから、2番ですけれども、「越前市における所要経費、業務負担」ということで、業務に要した経費が右の方にまとめられております。委託費交付額が286万8,000円、仕様書上に標記された入札設計価格は、この委託費と同額ということでございます。それから、契約金額は267万7,500円ということで、委託費交付額から比べますと19万円ほど安くなっているという状況でございます。

それから、業務負荷ですけれども、市職員の業務負荷はおおむね3分の2程度になっている。右の方に越前市の評価ということですが、市直営の場合が9人月程度であったものが、民間に開放することによって今回は6人月程度になっているということ、おおむね3分の2程度。越前市におきましては、総合評価の入札事務は負担増だったということなんですけれども、審査事務の負担が大分軽減した、そちらの方が非常に大きかったということでございます。

参考までに、注で受託事業者における所要経費が書いてございます。越前市から提出された資料によりますと、契約金額を上回る額の費用が発生したということです。右の方に業者からの報告の表がありますが、直接経費は500万円、社員人件費が415万6,000円、合計915万6,000円ということでございます。詳細な積算根拠が明らかではありませんので、官民の経理区分も異なっているということもございまして単純な比較は困難ですけれども、正社員の稼働コストの計上、それから、名古屋から越前市の移動コスト、そういったコストの発生が一因ではないかということでございます。

その下に参考が1から8までついてございますが、参考1は、就業構造基本調査の概要。

1枚めくっていただきまして、参考2が、就業構造基本調査における業務の流れということでございます。下の段に、越前市の場合、今回、どこを民間業者に委託したかということが網かけで出ておりますが、調査員の確保から調査票の配布・収集・検査～審査・提出のところまで。白抜きのところは、越前市の方で実施したところでございます。

参考3が調査票の記入状況のチェックの状況ということで、先ほどの17.3%ですとか16.1%はどの段階のものかということが書いてございます。

それから、参考4ですけれども、調査票の記入状況比較表ということで、こちらの方は、記入

状況、先ほど申し上げた17.何%とか、そちらの方の詳細な状況が書いてございます。これは越前市と鯖江市、両方を比較しております。

参考5が、調査対象世帯の反応ということで、これはアンケートを実施した結果について書かれています。調査員の対応状況ということで、鯖江市と越前市、両方書いてございますが、「好感が持てた」、「普通である」というところが26.3%と64.7%ということで非常に多くなっております。

調査員が民間であることを知っていたかどうかということで、これは越前市で実施しておりますけれども、「知っていた」という世帯が33.9%、「知らなかった」というところが65.4%ということで、3分の1程度は知っていたということでございます。

調査員が民間と国・県・市でどちらがよいかという調査ですけれども、「どちらでもよい」というところが越前市では51.7%、「国・県・市」という世帯が21.6%、「民間事業者」という世帯が9.7%という結果になっておりまして、半数以上がどちらでもよいと。鯖江市では、「どちらでもよい」が37.2%で、「国・県・市」が39.9%ということで、若干国・県・市の方が多くなっている状況でございます。

調査員が配慮すべき事項としましては、「秘密の保護」が圧倒的に多くて81.3%ということでございます。

それから、その次のページが調査員向けのアンケート結果が出てございます。

参考6ですけれども、こちらの方が業務負荷、先ほど3分の2程度になったというところで、どのような事務がどれくらい減ったか、イメージ図ですけれども、かかれてございます。調査票の検収・提出のところが非常に小さくなっているということで、このあたりが要因としては一番大きくて、3分の2程度に事務が減っているという状況でございます。

参考の7、8が、事業者の業務実施体制ということで、先ほど本社の方から社員が行ったということもあったんですけれども、その若干詳細な内訳ということで、参考7の方に書いてございますが、業務実施担当者が総括責任者から始まって臨時対応の社員までということで、A B C D E F Gという7名が行っている。本社部長クラスの方が2名、名古屋事務所長が1名ということでございます。こういった方が行っておりますので、移動コストとか稼働コストがかなりかかっているという状況のようでございます。

それから、調査員の体制ですけれども、調査員数は27名、うち民間調査員の方、サーベイが使っている方が17名で、登録調査員も今回は参加しておりまして、10人が登録調査員という状況でございます。今回は、1人の調査員が2調査区を担当したということで、官が実施した場合には1人1調査区だったんですけれども、今度は2倍の地域を受け持ったという状況でございます。

参考8が、事業者の所要経費ということで項目ごとに出ております。内勤労務費、調査員手当、調査員交通費、出張旅費交通費等々から、こちらの方が経費としては500万円、それからその下の社員人件費が社員AからFまで合わせまして415万6,000円、こういったような状況ということでございます。

以上、簡単ではございますが、御報告だけさせていただきます。

○前原主査 ありがとうございます。これは何度か既に議論いただいていることですので、何か特に御意見とかあれば。どうぞ。

○高橋専門委員 ちょっと気になったのは、登録調査員10名使われたんですけども、これの件費はというか、あれは同じですね。

○事務局 民間事業者の調査員と同じでございます。

○高橋専門委員 ただ、担当が倍になっていますよね。それでも、時間の感じでは同じということですか。

○事務局 民間事業者と契約を結んでやっておりますので。

○前原主査 7掛けぐらい。倍にして、それで倍払っているのではなくて、3割か4割減でしたか。これは、ちょっと特殊なケースなので。今後のことを考える上では参考になりますね。

○熊埜御堂参事官 また、統計局の方で3月末までに分析整理をされて御報告いただけると聞いておりますので、本日は、3月4日に懇談会の方で御報告された資料が公表されたということで、それを御紹介していただいて、また委員、専門委員の方々から御質問、御意見あるとは思いますが、ちょっと事務局の方に寄せていただきまして、それを統計局にも伝えた上で、今度ヒアリングをする際に、その辺の視点も含めてコメントをいただきたいということでやらせていただければということで本日は御紹介させていただきました。

○前原主査 ありがとうございます。大変示唆に富んでおります。今後の参考になると思います。ありがとうございます。

それでは、これは次回の分科会において説明を受けるということになりますか。

○熊埜御堂参事官 次回に一応受ける方向で統計局の方をお願いしたいと考えておりますので、いろいろと御疑問とか御意見とかございましたら、事務局の方にメール等でお寄せいただければと思っております。

○前原主査 では、続きまして、統計調査分科会の今後の進め方につきまして事務局から、熊埜御堂参事官にお願いいたします。

○熊埜御堂参事官 資料5がお手元に配付されておりますが、これをもとにして御説明させていただきます。

「統計調査分科会における今後の検討テーマ」ということで整理させていただいております。考えられる主なものは以下のとおりということで、これらのテーマにつきまして、基本的には、本年中の「基本方針」の改定に反映する方向で検討を進めてまいりたいというように考えております。

各項目について簡単にコメントしながら御説明させていただきたいと思っております。

まず、「対象事業の選定」でございますが、昨年12月に基本方針を閣議決定させていただいたものの中に、平成21年度から法の対象業務とする方向で検討を行うと記載されている調査がございます。その調査についての具体的な検討をしていただくということ、また、新たな対象業務の選定を必要に応じてまた御議論いただくということ、それから、平成20年度に単年で実施する調査がございます。この調査の次年度以降の取り扱いについてどうするのかということについても



タイミングを見て御検討いただかなければならないということで、こういったようなものについて、当分科会の方で対象事業の選定について御議論いただければと考えております。

それから、2つ目のポイントが「法定受託事務の民間開放」でございます。今、資料を御紹介させていただきました平成19年就業構造基本調査における民間開放の実施状況をどう受け止めるのかということ、また、現在、平成20年住宅・土地統計調査及び個人企業経済調査につきまして、総務省統計局の方で民間開放に取り組みいただいているということで、まだこの報告も受け取っておりませんが、この状況も承った上で、今後の法定受託事務の民間開放についてどう整理していくのかも含めて御検討いただければということで記載させていただいております。

それから、3つ目は、本日も御議論いただきましたが、「平成19年科学技術研究調査の民間競争入札の評価について」ということで、これは20年度から事業をまた2年9カ月の契約期間で実施していくということになっておりますので、それも見据えた上で評価をどのように行うのかということについて、当分科会の方で整理をさせていただければということで記載させていただいております。

それから、4つ目が「統計委員会との連携」でございます。統計委員会の方では、基本計画案の検討に当たり、民間開放に関しましては、廣松専門委員が座長をされております第4ワーキンググループにおいて議論されているというところでございます。統計調査分科会のこれまでの取り組み状況については、またワーキンググループの方で御説明を求められているということもございまして、これは、機会を見て御報告をすとか、またそういったようなことも含めて統計委員会との議論の連携に努めてまいりたいと思っておりますので、そういうことも視野に入れて御議論いただきたいということで検討テーマに入れさせていただいております。

そのほか、※でございますが、民間競争入札実施要項、これは、昨年12月の閣議決定されました基本方針の中で、具体的に民間競争入札を実施するということが決められております厚生労働省、農林水産省関係の調査がございます。この調査の民間競争入札実施要項の審議について、これは入札監理小委員会の方で行うこととございますが、統計関係の先生方にも、また前原主査にも御出席いただいて、できれば御議論いただきたいと思っておりますので、記載させていただいております。

一応、今後の検討テーマについて、事務局としてはこういったものが考えられるのではないかとということで整理させていただきましたので、これにつきましては、当然これでやれ、決めろという意味ではなくて、ほかにあればまた追加していくとか、そういうようなことをやっていきますが、一応、これを念頭に踏まえてやっていきたいということで、本日、御議論いただければということで御紹介させていただきました。

以上です。

○前原主査 ありがとうございます。何か御質問、御意見等ございましたら。今度、廣松先生の方と御一緒に、またいろいろとよろしく願いいたします。

○廣松専門委員 この問題に関しては、統計委員会でも現在作業を行っています基本計画の中である程度位置づけを明確にしなければいけないと思います。その点については是非、この分科会と

連携を取りながらやっていければと思っております。

○前原主査 そのほかよろしゅうございますか。

それでは、こうした方向で進めてまいりたいと存じます。

予定された議題は以上でございますので、これで本日の統計調査分科会は終了いたします。

次回の日程につきましては、追って、事務局から連絡いたします。本日はありがとうございます。  
した。

事後打ち合わせを行いますので、傍聴者の皆様は御退室をお願いいたします。

(傍聴者退室)